

# 矢吹町地域防災計画

令和5年3月

矢吹町防災会議



# 目次

<b>第1編 総則</b>	<b>1</b>
第1節 計画の目的及び方針・位置づけ	3
第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	5
第3節 矢吹町の概況と災害要因の変化	11
第4節 矢吹町における災害	14
第5節 調査研究推進体制の整備充実	32
第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	33
第7節 住民等の責務	40
<b>第2編 一般災害対策編</b>	<b>41</b>
<b>第1章 災害予防計画</b>	<b>43</b>
第1節 防災組織の整備・充実	43
第2節 防災情報通信網の整備	48
第3節 気象等観測体制	51
第4節 水害・土砂災害・風害予防対策	53
第5節 火災予防対策	64
第6節 建築物及び文化財災害予防対策	67
第7節 電力、ガス施設災害予防対策	69
第8節 緊急輸送体制の整備	71
第9節 避難対策	73
第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	83
第11節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備	86
第12節 航空消防防災体制の整備	90
第13節 防災教育	91
第14節 防災訓練	95
第15節 自主防災組織の整備	98
第16節 要配慮者対策	102
第17節 ボランティアとの連携	110
第18節 危険物施設等災害予防対策	112
第19節 災害時相互応援協定の締結	115
<b>第2章 災害応急対策計画</b>	<b>117</b>
第1節 応急活動体制	117
第2節 職員の動員配備	127
第3節 災害情報の収集・伝達	132

第4節	通信の確保	157
第5節	相互応援協力	160
第6節	災害広報活動	164
第7節	救助・救急	167
第8節	自衛隊災害派遣	170
第9節	避難	175
第10節	避難所の設置・運営	195
第11節	医療（助産）救護	201
第12節	緊急輸送対策	204
第13節	災害警備活動及び交通規制措置	207
第14節	防疫及び保健衛生	211
第15節	廃棄物処理対策	215
第16節	救援対策	218
第17節	被災地の応急対策	223
第18節	応急仮設住宅の供与等	226
第19節	死者の捜索、遺体対策等	230
第20節	生活関連施設の応急対策	233
第21節	文教対策	240
第22節	要配慮者対策	244
第23節	ボランティアとの連携	247
第24節	危険物施設等応急対策	249
第25節	災害救助法の適用等	253
第26節	被災者生活再建支援法に基づく支援等	257
第27節	水害・土砂災害応急対策	263
第28節	ヘリコプター等による災害応急対応	270
<b>第3章</b>	<b>災害復旧計画</b>	<b>271</b>
第1節	施設の復旧対策	271
第2節	被災地の生活安定	275
<b>第4章</b>	<b>雪害対策</b>	<b>279</b>
第1節	雪害対策の概要	279
第2節	雪害予防対策	280
第3節	雪害応急対策	288
<b>第3編</b>	<b>地震災害対策編</b>	<b>293</b>
<b>第1章</b>	<b>災害予防計画</b>	<b>295</b>
第1節	防災組織の整備・充実	295
第2節	防災情報通信網の整備	295
第3節	地震観測計画	296

第4節	市街地の防災対策	298
第5節	上水道及び下水道災害予防対策	303
第6節	電力、ガス施設災害予防対策	305
第7節	鉄道施設災害予防対策	308
第8節	電気通信施設等災害予防対策	310
第9節	道路、橋りょう等災害予防対策	312
第10節	河川等災害予防対策	317
第11節	地盤災害等予防対策	318
第12節	火災予防対策	320
第13節	積雪・寒冷対策	322
第14節	緊急輸送体制の整備	323
第15節	避難対策	324
第16節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	325
第17節	食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備	326
第18節	航空消防防災体制の整備	326
第19節	防災教育	327
第20節	防災訓練	328
第21節	自主防災組織の整備	329
第22節	要配慮者対策	329
第23節	ボランティアとの連携	329
第24節	危険物施設等災害予防対策	330
第25節	災害時相互応援協定の締結	330
<b>第2章</b>	<b>災害応急対策計画</b>	<b>331</b>
第1節	応急活動体制	331
第2節	職員の動員配備	332
第3節	地震災害情報の収集・伝達	335
第4節	通信の確保	340
第5節	相互応援協力	340
第6節	災害広報活動	340
第7節	消火活動	341
第8節	救助・救急	344
第9節	自衛隊災害派遣	345
第10節	避難	346
第11節	避難所の設置・運営	352
第12節	医療（助産）救護	352
第13節	道路の確保（道路障害物除去等）	353
第14節	緊急輸送対策	354

第15節	警備活動及び交通規制措置	354
第16節	防疫及び保健衛生	355
第17節	廃棄物処理対策	356
第18節	救援対策	357
第19節	被災地の応急対策	358
第20節	応急仮設住宅の供与等	358
第21節	死者の捜索、遺体対策等	358
第22節	生活関連施設の応急対策	359
第23節	道路、河川管理施設、公共建築物等の応急対応	362
第24節	文教対策	367
第25節	要配慮者対策	367
第26節	ボランティアとの連携	367
第27節	危険物施設等災害応急対策	368
第28節	災害救助法の適用等	368
第29節	被災者生活再建支援法に基づく支援等	368
第30節	ヘリコプター等による災害応急対応	369
<b>第3章</b>	<b>災害復旧計画</b>	<b>370</b>
第1節	施設の復旧対策	370
第2節	被災地の生活安定	371
<b>第4編</b>	<b>事故対策編</b>	<b>373</b>
<b>第1章</b>	<b>原子力事故災害対策計画</b>	<b>375</b>
第1節	総則	375
第2節	原子力事前対策	379
第3節	緊急事態応急対策	383
第4節	原子力災害中長期対策	392
<b>第2章</b>	<b>航空災害対策計画</b>	<b>394</b>
第1節	航空災害予防対策	394
第2節	航空災害応急対策計画	396
<b>第3章</b>	<b>鉄道災害対策計画</b>	<b>399</b>
第1節	鉄道災害予防対策	399
第2節	鉄道災害応急対策計画	401
第3節	鉄道災害復旧対策計画	403
<b>第4章</b>	<b>道路災害対策計画</b>	<b>404</b>
第1節	道路災害予防対策	404
第2節	道路災害応急対策計画	406
第3節	道路災害復旧対策計画	408
<b>第5章</b>	<b>危険物等災害対策計画</b>	<b>409</b>

第1節	危険物等災害予防対策	409
第2節	危険物等災害応急対策計画	412
第3節	危険物等災害復旧対策計画	414
<b>第6章</b>	<b>大規模な火事災害対策計画</b>	<b>415</b>
第1節	大規模な火事災害予防対策	415
第2節	大規模な火事災害応急対策計画	418
第3節	大規模な火事災害復旧対策計画	420
<b>第7章</b>	<b>林野火災対策計画</b>	<b>421</b>
第1節	林野火災予防対策	421
第2節	林野火災応急対策計画	424
第3節	林野火災復旧対策計画	427





# 第 1 編 総則



## 第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

### 第1 計画の目的

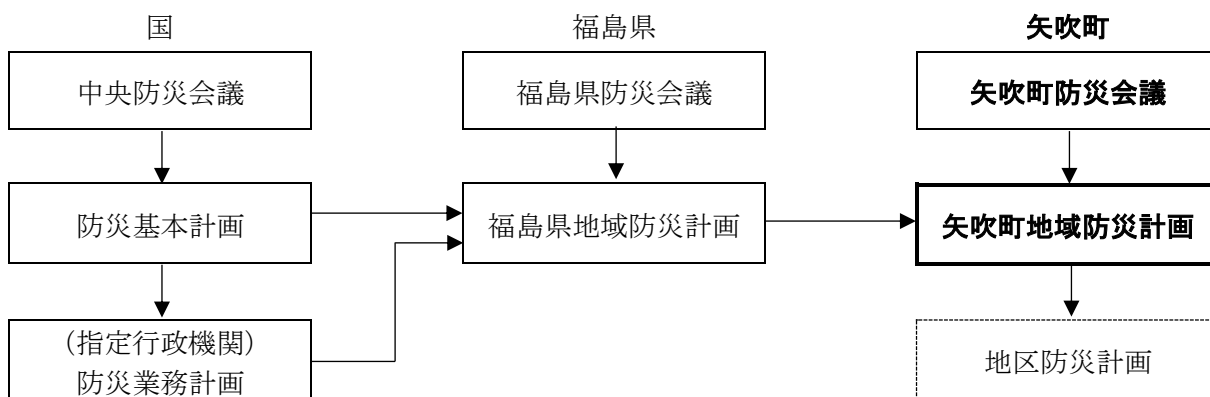
この矢吹町地域防災計画（以下、「本計画」という。）は、町内の風水害、雪害、地震災害等に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関\*が相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

【\*：「資料編 7. その他 (2) 防災関係機関連絡先一覧」参照】

### 第2 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下、「法」という。）第42条の規定に基づき、矢吹町防災会議（以下、「町防災会議」という。）が作成する計画であり、国の防災基本計画、防災業務計画及び福島県地域防災計画（以下、「県計画」という。）と連携した町の地域に関する計画である。

#### □ 国、県、町における防災会議と防災計画の位置づけ



### 第3 計画の性格

本計画は、関係機関の実施責任を明確にするとともに、関係機関相互の緊密な連携を図るための基本を示すものである。災害は、突発的に不測の事態が発生し、しかもその実態が多様化する一方であることから、迅速かつ的確な災害対策活動が行われなければならないため、関係機関との連携が特に強く要求されるので、その基本となる本計画は、常に地域の実情に沿ったものでなければならない。

### 第4 計画の構成

本計画は、次の各編で構成する。

#### 1 総則

本計画全体に共通する前提となる事項を定める。

## 2 一般災害対策編

風水害、雪害等の対策について定める。

## 3 地震災害対策編

地震災害対策について定める。

## 4 事故対策編

原子力災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災の対策について定める。

## 5 資料編

各編に関連する各種資料を掲載する。

## 第5 計画の推進及び修正

本計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、これに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

## 第6 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、町の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

## 第7 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

### 1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

### 2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

## 第8 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し、県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」（以下、「五箇年計画」という。）に対し、町も積極的に協力し事業の推進を図る。

## 第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

### 第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定する。

- (1) 町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- (2) 国、県、他の地方公共団体及び公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- (4) 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- (5) 被災者による主体的な取組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- (6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

### 第2 基本方針

本計画は、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進にあたっては、以下の事項を基本とする。

#### 1 地域自立型防災対策の推進

##### (1) 自立的防災空間の形成

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図るうえで重要なポイントであることから、それぞれの地域が自立的な防災性を高めていくことが重要である。

このため、災害に強い町土づくりを進めるうえで、町の地域特性を活かし、防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図る。

##### (2) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災、さらには東日本大震災等を契機に、地域住民による自主防災組織の育

成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を超える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないものと考えられる。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し、「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

## 2 広域連携による災害対応力の強化

町の対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、県内の生活圏相互の迅速かつ確かな応援活動が重要となる。

迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールや仕組みづくり、活動を支える緊急輸送道路のネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

## 3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ確かな判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力を養成することが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握したうえで、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷を軽減し、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応をとるためには町、県、国を始めとする防災関係機関を含めた応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。

さらには、日頃から防災と関係の薄い課等においても、大規模な災害発生時には、災害対策本部組織体制\*に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの課等においても災害時のマニュアル等を作成しておく必要がある。

加えて、令和元年東日本台風の検証結果等を踏まえて、効率的かつ効果的な組織のあり方について検討するよう努めるものとする。

【\*：「第2編 第2章 第1節 第3 災害対策本部の設置」参照】

## 4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当

部局の活動には限界がある。このため、全ての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制\*について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当課に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当課のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

【\*：「第2編 第2章 第1節 第3 災害対策本部の設置」参照】

## 5 平常時のネットワークを通じた災害対策と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるかをあらかじめ検討しておく必要がある。町のそれぞれの課、係等で所掌する業務の延長上で、常日頃から関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、本計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提に、いかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、全ての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものである。各種計画の策定にあたっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

## 6 男女双方の視点到配慮した防災対策

男女双方の視点到配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

## 7 住民運動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、住民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日頃から災害に備えておくことが大切である。

このため、町は、住民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現に向け、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に基づき、県、住民、事業者、地域活動団体等とともに信頼関係を築きながら連携・協力し、住民一人ひとりによる自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

また、安全で安心な社会の実現のために、自然災害などに対して地域コミュニティを中心とした地域の防災力を高めていくとともに、各種災害におけるハザードマップなどにより事前の備えを行うなど、地域住民の間で防災に関する情報の共有を行うほか、被災時に備え広域的な連携を図ることにより、被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む。以下同じ。）や迅速な

救助・復旧及び復興体制を構築していくものとする。

## 8 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる関係者の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとし、応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮する。

## 9 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風などの風水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して台風などによる死者をゼロにすることを目指すものとする。

## 10 地震被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、東日本大震災、阪神・淡路大震災等の過去の教訓\*の反映に努めるとともに、県が実施した地震被害想定調査結果に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくことが重要である。

【\*：「資料編 7. その他 (1) 主なる災害の発生状況」参照】

## 第3 発災直前及び発災後の活動目標

### 1 風水害及び雪害

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の活動が重要である。

また、災害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用にあたっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となることに留意する。



## □ 一般災害時における発災直前及び発災後の活動目標

活動区分	活動目標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害直前活動</li> <li>・ 気象情報、警報等の伝達</li> <li>・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・ 水防活動や堰、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施</li> </ul>
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初動体制の確立</li> <li>・ 対策活動要員の確保（非常参集）</li> <li>・ 対策活動空間と資機材の確保</li> <li>・ 被災情報の収集・解析・対応</li> <li>○生命・安全の確保</li> <li>・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開</li> <li>・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行</li> <li>・ 給食・給水の実施</li> <li>・ 道路啓開、治安維持に関する対策</li> <li>・ 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策</li> </ul>
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の生活の安定</li> <li>・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復</li> <li>・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供</li> <li>・ 通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復</li> <li>・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復</li> <li>・ 生活再建に係る支援の実施</li> </ul>
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域・生活の回復</li> <li>・ 被災者のケア</li> <li>・ ガレキ等の撤去</li> <li>・ 地域環境の回復</li> </ul>
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域・生活の再建・強化</li> <li>・ 教訓の整理</li> <li>・ 地域復興計画の推進</li> <li>・ 地域機能の回復・強化</li> </ul>

## 2 地震災害

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災後の時間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

□ 震災時における発災直前及び発災後の活動目標

発災後の 時間経過	段階名	活動目標
直後	即時 対応期	○初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～ 数時間内		○生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目 ～3日目	緊急時 対応期	○生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・専門部隊も加えた本格的な行方不明者の搜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等二次災害の防止関連対策 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
4日目 ～1週間	応急 対応期Ⅰ	○被災者の生活安定（最低限の生活環境） ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復
1週間～ 1か月	応急 対応期Ⅱ	○被災者の生活安定（日常活動環境） ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1か月～ 数か月	復旧 対応期	○地域・生活の回復 ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・地域環境の回復 ・生活の再建
数か月 以降	復興 対応期	○地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・地域復興計画の推進 ・地域機能の回復・強化

## 第3節 矢吹町の概況と災害要因の変化

### 第1 町の概況

#### 1 自然的条件

##### (1) 位置及び地勢

矢吹町は福島県の南、西白河郡内に位置し、ほとんど平坦、丘陵をなしている。西部に限戸川が北流し、南部に泉川が南北に貫流し、東部を阿武隈川が北流している。東経140度20分、北緯37度12分に位置し、海拔300m内外の高燥地帯で、東は石川郡玉川村、南は西白河郡中島村、泉崎村、西は白河市、西北部は岩瀬郡天栄村、北部は岩瀬郡鏡石町に接している。

##### (2) 面積

矢吹町面積は60.40km<sup>2</sup>で東西9.5km、南北8.6kmの広さにあり北部と南部に集中して総面積の20%にあたる山林がある。

##### (3) 気象の概況

矢吹町は西に那須山系が縦走し、冬は1月下旬から2月中旬にかけて最も寒く、8月が最高気温となる。春先は那須山系からの季節風が強く、降水量が少なく乾燥地帯であるため、特に砂じんをまじえて吹きあれる。また、夏期において発雷の多いのも特徴のひとつである。

#### ■ 矢吹町周辺の気象概況

区分 年次	気温(°C)			降水量(mm)		風向・風速 (m/s)		
	平均	日最高	日最低	合計	日最大	平均	最大風速	
							風速	風向
平成23	11.5	34.9	-8.0	1,103.5	200.5	3.3	15.0	北北西
平成24	11.2	34.1	-10.1	979.5	47.0	3.4	15.9	南
平成25	11.6	33.4	-8.0	1,176.5	84.0	3.5	17.4	北
平成26	11.4	35.5	-7.8	1,372.5	101.0	3.3	16.8	北
平成27	12.2	35.2	-7.3	1,109.5	158.0	3.4	16.8	北西
平成28	12.3	32.9	-8.0	1,056.0	104.5 ]	3.4	16.0	北北西
平成29	11.4	33.6	-8.7	1,037.0	84.0	3.4	15.8	南
平成30	12.4	34.7	-10.2	919.5	59.0	3.4	19.3	南
令和元	12.3	34.4	-6.5	1,208.0	180.0	3.4	16.5	北北西
令和2	12.4	34.6	-7.2	915.0	48.5	3.4	13.9	北西
令和3	12.2	34.1	-10.0	1,312.0	56.5	3.4	15.3	北北西
令和4	12.1	35.0	-7.7	968.0	56.5	3.3	16.0	北西

※ 観測地点：玉川地域気象観測所

※ ]：統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。

【資料：気象庁ホームページ】

## 2 社会的条件

### (1) 人口

町の人口は、平成7年には19,000人を超えていたが、現在では18,000人を下回り令和2年で17,287人（国勢調査）となっている。一方、世帯数は平成22年の5,943世帯から令和2年には6,102世帯（国勢調査）と増加している。

### (2) 土地利用

宅地造成、ゴルフ場開発等、山林や農地等の土地利用転換が増加傾向にあり、防災に配慮した計画的な土地利用や開発が必要と思われる。

#### □ 地目別面積（令和4年1月1日現在）

区分	田畑	山林	宅地	その他
面積 (ha)	2,817	1,201	576	1,446
構成比 (%)	46.6	19.9	9.5	24.0

【資料：令和4年度固定資産概要調書】

### (3) 交通

本町の道路網は南北に国道4号と東北自動車道が縦走し、これに主要地方道郡山矢吹線・須賀川矢吹線・棚倉矢吹線、一般県道石川矢吹線、あぶくま高原道路が走る高速交通網が発達し、また、東日本旅客鉄道(株)・東北本線矢吹駅がある。

## 第2 社会的災害要因の変化

災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人口の分布や建築物の状況等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えられとされる。

第1には、地域間人口の分布の変化である。旧矢吹地区への人口は町全体の約65%が集中している。このため災害時には旧矢吹地区に被災者が集中し、かつ増大する可能性が非常に高い。また、国際化に伴う外国人の増加や高齢者の増加等、いわゆる要配慮者の増大についても配慮しなければならない。

第2には、通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大による夜間と昼間時の人口分布の変化である。昼間時には通勤、通学等により、夜間に比べ人口が少なくなるという傾向がある。

第3には、生活様式の変化により、電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか二次災害発生の危険性も含んでいる。また、行政機関においてもこれら施設の依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

第4には、コミュニティ意識の低下である。本町において低下の度合いは小さいが、徐々に低下の傾向が見られる。災害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自らが守る」という住民一人ひとりの防災意識の向上とともに自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

このような社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化す

るものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

## 第4節 矢吹町における災害

### 第1 一般災害の想定

この計画において想定する一般災害は、本町の地理的条件を考慮し、過去において発生した災害の被害状況等を勘案のうえ、概ね次のとおりとする。

- (1) 台風や集中豪雨による風水害
  - ア 河川の氾濫、内水氾濫等の洪水による被害
  - イ 急傾斜地崩壊等の土砂災害による被害
  - ウ 強風・竜巻等による家屋の倒壊等の被害
- (2) 大雪による災害
- (3) 大規模火災等の人為的事故による災害

### 第2 既往の地震災害と福島県における地震発生特性

地震は、発生の仕組みから見ると、大きく分けて2つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海溝型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の2つである。

#### 1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

##### (1) 活断層分布特性

県内の顕著な活断層は、阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部及び東縁部に認められる。

##### ア 阿武隈山地東縁部

阿武隈山地東縁部にある双葉断層は、既に先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

##### イ 福島盆地西縁部

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁の丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものと注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

##### ウ 会津盆地西縁部

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の断層は一律に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

##### エ 会津盆地東縁部

会津盆地東縁部は、断層がほぼ南北方向に延びており、断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。

##### オ その他

この4つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には、先第三紀盤岩が露出するが、東側に

はそれがなく湖成層等が発達する。

また、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により1956年の白石地震（M=6.0）が発生したといわれている。

## （2）地震発生履歴

### ア 1611年（慶長16年）9月（会津地方）（M=6.9）

会津地方に強い地震があり、特に河沼、大沼、南会津の3郡で被害が多かった。会津若松城をはじめ、神社仏閣の堂塔倒壊・大破多く、民家も多く潰れ又は大破し（2万余戸）、死者3,700名余りとなった。日橋川、大川などがせき止められ、耶麻郡山崎・慶徳付近では、16km<sup>2</sup>ほどの山崎湖が出現した。

### イ 1659年（万治2年）4月（会津地方）

会津地方で大地震があり39名が死亡し、家屋409戸が倒壊した。ウ 1821年（文政4年）12月（大沼郡）（M=5.5~6.0）

大沼郡大石村の狭い範囲に強震。130戸壊れ、大小破300余、死若干。

## 2 海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

### （1）福島県沖における地震発生特性

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。

また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、福島県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

### （2）地震発生履歴

#### ア 1677年（延宝5年）11月（磐城地方）（M=8.0）

磐城地方に強い地震があり、500余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震があり、家屋1,000余戸が流出し、80余名が溺死した。

#### イ 1696年（元禄9年）6月（磐城地方） 強震地域—磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名が死亡した。

#### ウ 1793年（寛政5年）2月（陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖）（M=8.0~8.4）

余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。

#### エ 1938年（昭和13年）5月 塩屋崎沖地震（M=7.0）

県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく離や亀裂250ヶ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂6ヶ所等の被害があった。

#### オ 1938年（昭和13年）11月 福島県東方沖地震（M=7.5）

県下地域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、負傷者9名、住家全壊4、半壊29戸、非住家全壊16棟、半壊42棟となっている。

また、同日にM=7.3、翌日にM=7.4の強い余震を観測している。

## カ 1964年（昭和39年）6月 新潟地震（M=7.5）

16日午後1時20分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。

## キ 1978年（昭和53年）6月 宮城県沖地震（M=7.4）

12日午後5時14分ごろ地震があり、福島が震度5、若松、小名浜、白河が震度4であった。国見町で死者1名、負傷者19名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計3名報告されている。住家全壊は福島市で5棟、相馬市で1棟報告されており、福島県内では計800強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊9、山（崖）崩れ26等の被害も発生している。

## ク 2005年（平成17年）8月 宮城県沖の地震（M=7.2）

16日午前11時46分ごろ地震があり、国見町などで震度5強、福島、白河、小名浜が震度4、若松が震度3であった。福島県内で負傷者5名が発生した。

ケ 2011年（平成23年）3月 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（M<sub>w</sub>=9.0）

11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。（災害の詳細は下記3のとおり）

また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われるM=7.0の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度6弱を観測した。

### 3 東日本大震災\*

#### （1）地震、津波の被害

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物やかんがいダム等への被害が生じた。また、長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて3,400名以上という、福島県の歴史上類を見ない大災害となった。

#### （2）原子力災害の誘発

津波により東京電力（株）福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

【\*：「資料編 7. その他（1）主なる災害の発生状況」参照】

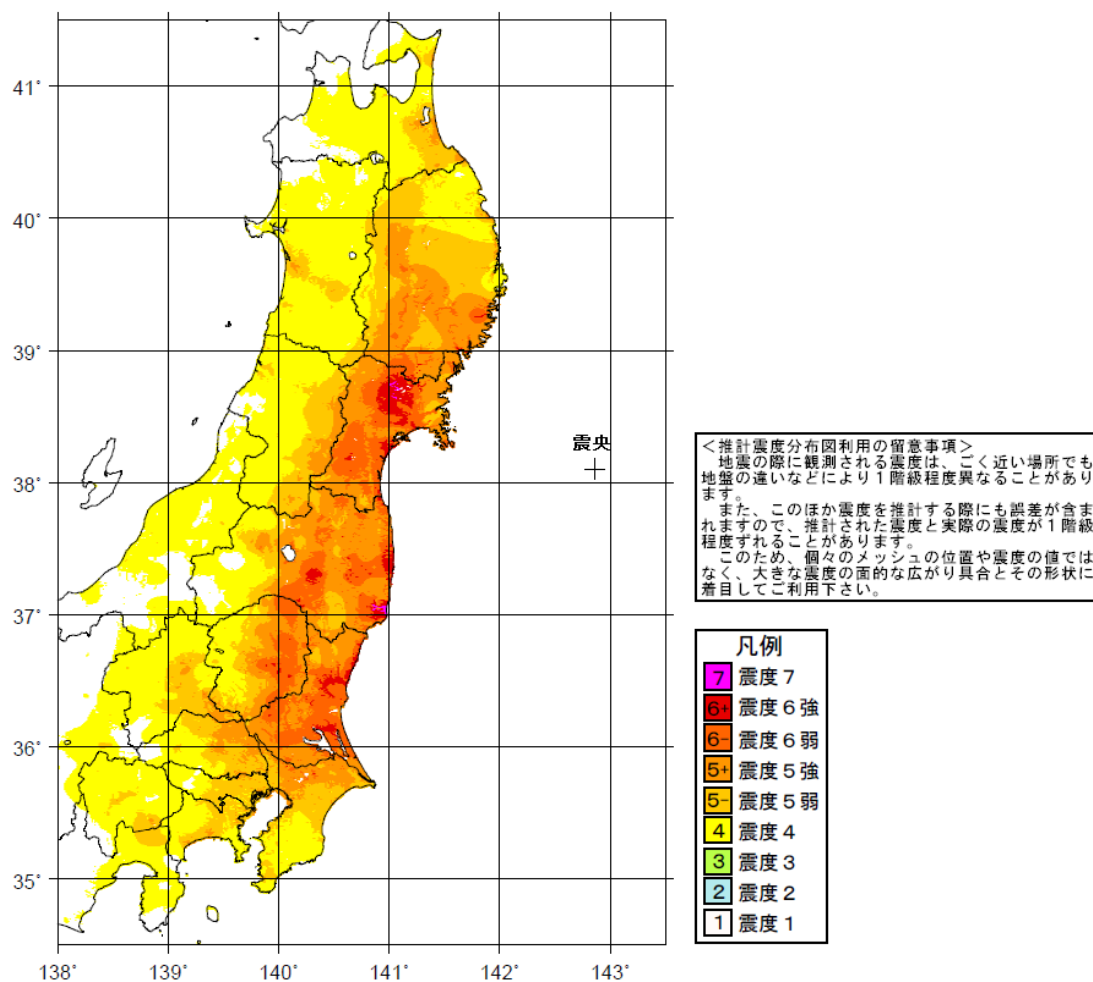


## □ 東日本大震災の規模、被害の概要

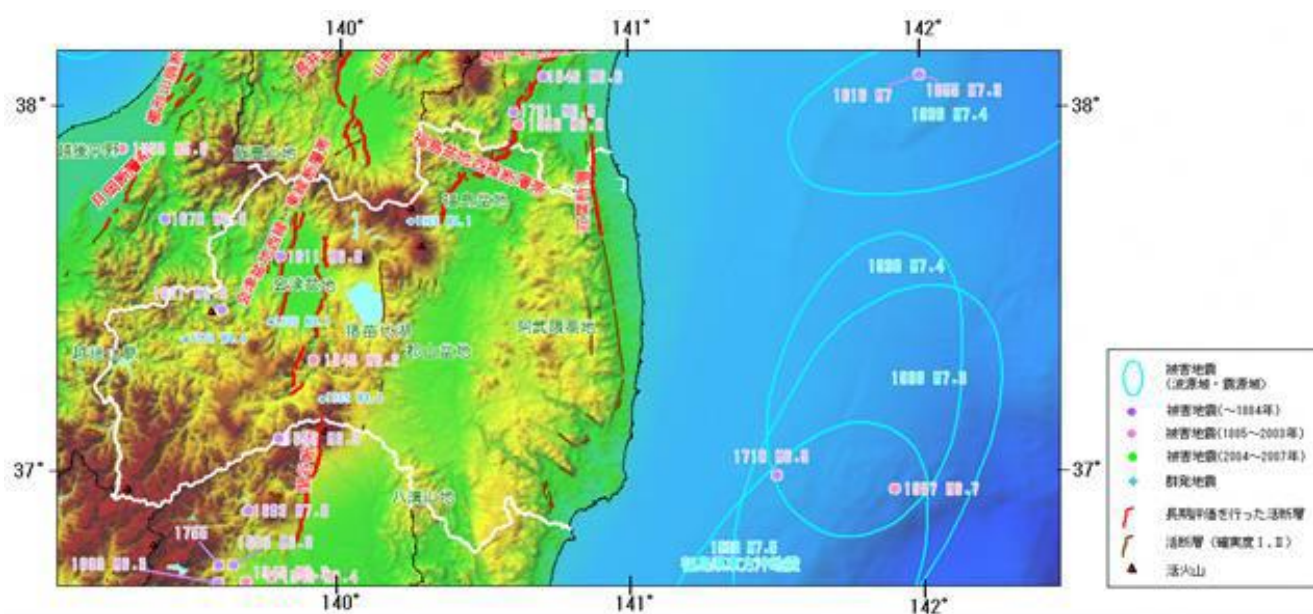
(平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第1790報)令和4年12月14日現在)

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖(震源の深さ24km)
規模	モーメントマグニチュード9.0
県内の観測震度	震度6強:白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度6弱:矢吹町、福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、中島村、小野町、玉川村、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強:大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町 その他県内で震度5弱～を観測
津波規模	計測値:相馬港9.3m以上※、小名浜港333cm (※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある)
人的被害	死者:4,166名 (直接死1,605名、関連死2,335名、死亡届226名) 行方不明者:0名 重傷者:20名 軽傷者:163名
建物被害	住家全壊:15,469棟 住家床上浸水:1,061棟 住家半壊:83,323棟 住家床下浸水:351棟 住家一部破損:141,057棟 公共建物被害:1,010棟 その他建物被害:36,882棟
消防職員出動延べ人数	消防職員:5,706人 消防団員:43,776人

□ 東北地方太平洋沖地震震度の推計分布図【出典：気象庁】



□ 本県の及び周辺の活断層と被害地震（～2007年）【資料：地震調査研究推進本部】

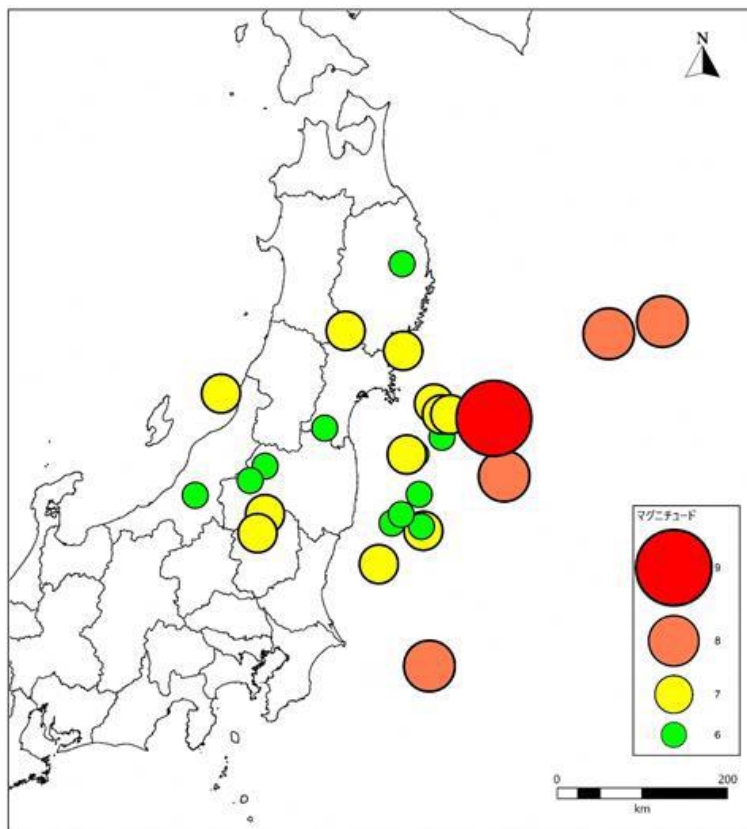


□ 福島県及び周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震の発生確率

地震		マグニチュード (Mj)	地震発生確率 (30年以内)		
海溝型地震					
日本海溝沿い	超巨大地震 (東北地方太平洋沖型)		9.0程度	ほぼ0%	
	宮城県沖	宮城県沖		7.9程度	20%程度
		ひとまわり小さいプレート間地震		7.0~7.5程度	90%程度
	宮城県沖の陸寄りの地震 (宮城県沖地震)		7.4前後	70%~80%	
	福島県沖		7.0~7.5程度	50%程度	
	茨城県沖		7.0~7.5程度	80%程度	
	海溝寄りのプレート間地震 (津波地震等)		M t 8.6~9.0	30%程度	
	沈み込んだプレート内の地震		7.0~7.5程度	60%~70%	
	海溝軸外側		8.2前後	7%	
日本海東縁部	山形県沖		7.7前後	ほぼ0%	
	新潟県北部沖		7.5前後	ほぼ0%	
内陸の活断層で発生する地震					
福島盆地西縁断層帯		7.8程度	ほぼ0%		
長井盆地西縁断層帯		7.7程度	0.02%以下		
双葉断層		6.8-7.5程度	ほぼ0%		
会津盆地西縁・東縁断層帯	会津盆地西縁断層帯		7.4程度	ほぼ0%	
	会津盆地東縁断層帯		7.7程度	ほぼ0%~0.02%	
月岡断層帯		7.3程度	ほぼ0%~1%		
長岡平野西縁断層帯		8.0程度	2%以下		
関谷断層		7.5程度	ほぼ0%		
十日町断層帯	西部	7.4程度	3%以上		
	東部	7.0程度	0.4%~0.7%		
六日町断層帯	北部(ケース1)	7.1程度	0.4%~0.9%		
	北部(ケース2)		ほぼ0%		
	南部	7.3程度	ほぼ0%~0.01%		

【資料：地震調査研究推進本部ホームページより（算定基準日：2023年1月1日）】

## □ 福島県に影響を及ぼした地震の震央分布（令和4年まで）



## 第3 地震被害の想定

## 1 地震・津波被害想定調査の実施

地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。

このような考え方から、県は、平成7年から3か年を通じて「地震・津波被害想定調査」を実施した。

その後、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、同年6月に中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」では、今後の地震・津波の想定に当たり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討して行くべきであること、一度想定した地震・津波についても、最新の科学的知見を取り入れて適宜見直すこと、そして地域ごとに地震・津波の想定を早急に検討すべきであることを提言として示した。

平成7年度から実施した調査から約25年が経過し、本県の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況が変わってきており、特に、浜通りの沿岸では、東日本大震災の津波被害や復興、そして福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域などによる変化が大きくなっている。

こうした状況を背景に、最新の科学的知見や手法及び近年国内で発生した地震における課題や教訓を反映したうえで、令和元年度から4カ年にわたり新たな地震・津波被害想定調査を

実施した。

本町においては、この調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえ、防災課題等を抽出し、震災対策を行う。

## 2 想定地震の設定

本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類である。

### □ 想定地震の概要

地震名	マグニチュード
① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	Mj 7.8
	Mw 7.1
② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	Mj 7.7
	Mw 7.0
③ 想定東北地方太平洋沖地震	Mj 9.0
	Mw 9.0
④ 各市町村直下の地震	Mj 7.3
	Mw 6.8

#### ※マグニチュードについて

活断層の地震のマグニチュードは、断層の長さから気象庁マグニチュード（Mj）を算出している。モーメントマグニチュード（Mw）は、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成して求めている。

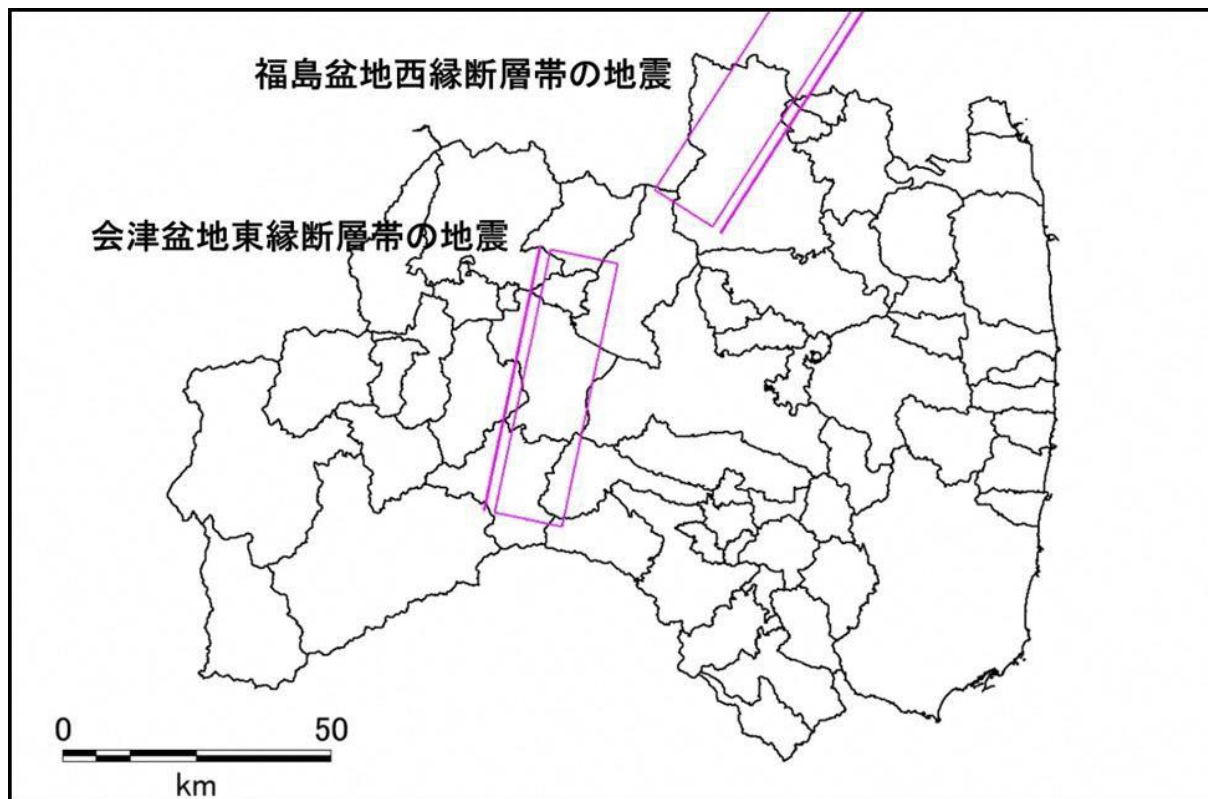
想定東北地方太平洋沖地震のモーメントマグニチュード（Mw）は、震源（波源）断層の規模を設定し、求めている。

マグニチュード（Mj）は地震計で観測される波の振幅から計算されるが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せない。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効である。

(1) 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震及び会津盆地東縁断層帯を震源とする地震

福島盆地西縁断層帯を震源とする地震及び会津盆地東縁断層帯を震源とする地震については、地震調査研究推進本部の全国地震動予測地図のうち震源断層を特定した地震動予測地図で設定された震源モデルのうち、地震が発生した場合に影響が大きい震源モデルを設定した。

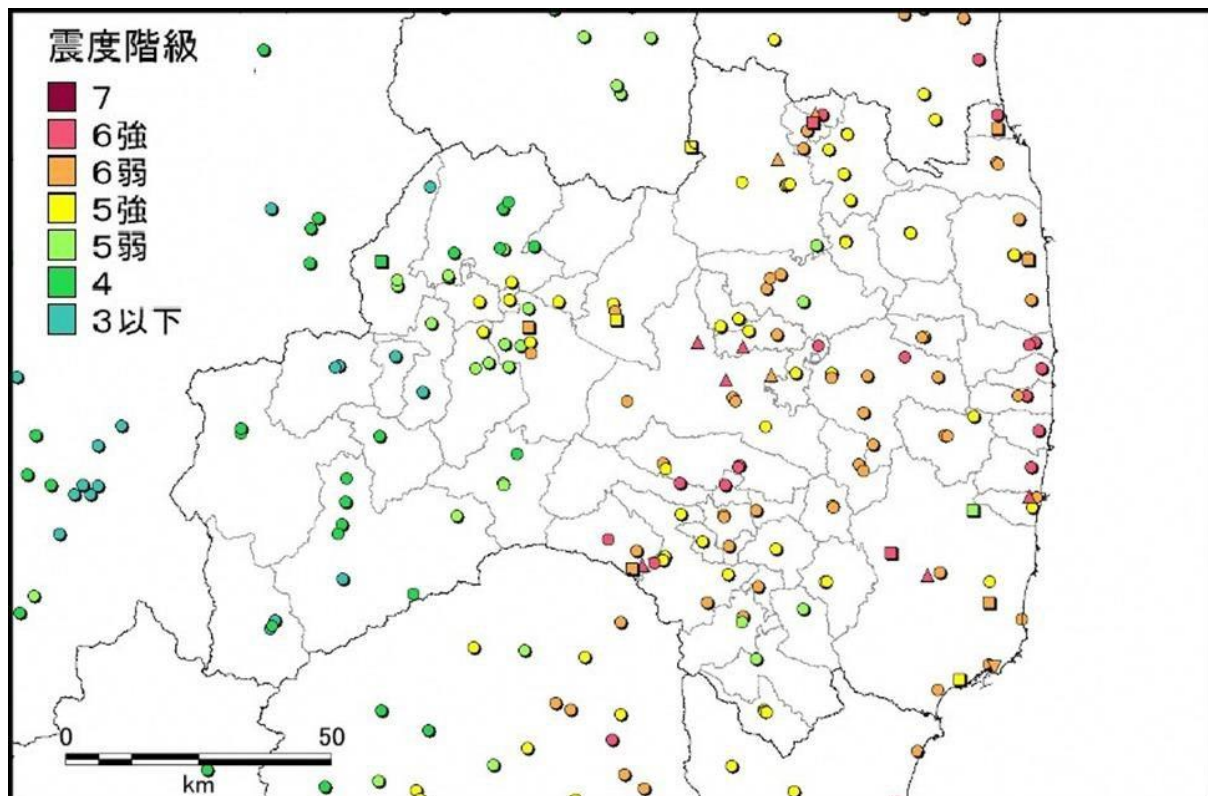
□ 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震及び会津盆地東縁断層帯を震源とする地震の震源位置図



(2) 想定東北地方太平洋沖地震

想定東北地方太平洋沖地震については、現在の構造物や人口分布の状態で、地震の再来による被害の状況を求めるために設定し、実際に県内外で観測された震度を収集し、地震・津波被害想定調査で作成した地盤モデルの状況を加味して、地表の震度分布を求めた。津波については、津波浸水想定による最悪の状況を考慮した津波シミュレーション結果を用いた。

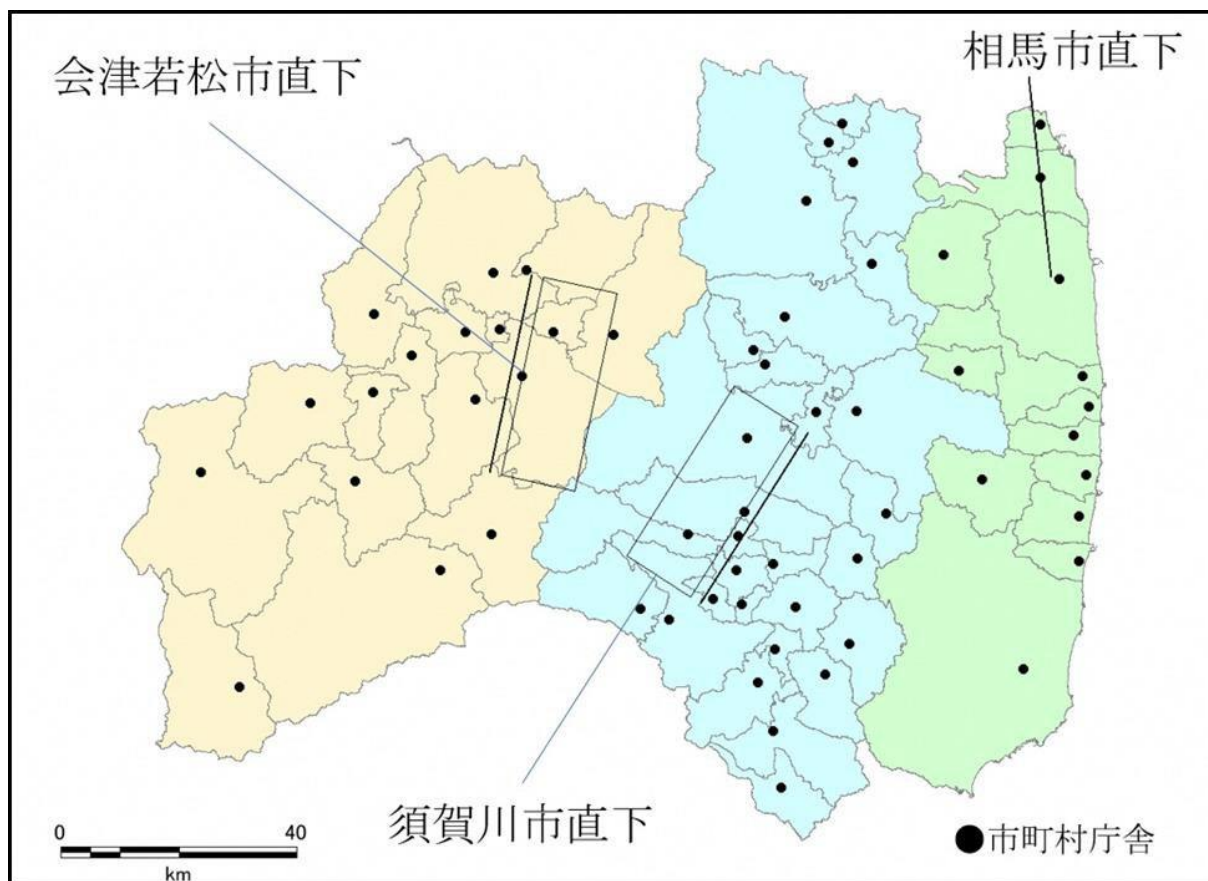
□ 平成23年東北地方太平洋沖地震の観測震度



(3) 各市町村直下の地震

各市町村直下の地震は、地震・津波被害想定調査時の近年に発生した内陸の被害地震の多くが、地表断層が不明瞭な場所で発生していることから、どこで起きてもおかしくない地震として、市役所や役場の直下に仮想の地震を設定した。

□ 市町村直下の地震の震源モデルの例



※会津地方は会津盆地東縁断層帯、中通り地方は福島盆地西縁断層帯、浜通り地方は双葉断層の震源断層モデルを参考に設定した。



### 3 定量被害想定結果の概要

#### (1) 被害量

県内における想定地震ごとの定量想定結果の概要は次ページ以降のとおりである。

#### (2) 想定地震での矢吹町における震度

ア 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震：震度4～震度5弱程度を想定

イ 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震：震度5弱～震度5強程度を想定

ウ 想定東北地方太平洋沖地震：震度5強～震度6弱程度を想定

県で行った調査では、想定地震で町内には震度4～震度6弱程度の地震の揺れが発生すると想定されている。

大きな揺れの場合、町内の防災上重要な施設にも被害が発生することも想定され、機能が損なわれた場合には、被災地で展開される様々な災害対策活動に大きな支障をきたすことも想定される。

□ 定量被害想定結果（風速8m/s、矢吹町のみ）

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名		
				福島盆地西縁断層帯の地震	会津盆地東縁断層帯の地震	想定東北地方太平洋地震
建物被害（全壊）	液状化による全壊被害	冬5時	棟	0	3	22
		夏12時	棟	0	3	22
		冬18時	棟	0	3	22
	揺れによる全壊被害	冬5時	棟	0	*	94
		夏12時	棟	0	*	94
		冬18時	棟	0	*	94
	土砂災害による全壊被害	冬5時	棟	0	0	*
		夏12時	棟	0	0	*
		冬18時	棟	0	0	*
	津波による全壊被害	冬5時	棟			0
		夏12時	棟			0
		冬18時	棟			0
	火災による全壊被害	冬5時	棟	0	0	0
		夏12時	棟	0	0	0
		冬18時	棟	0	0	0
	建物全壊・焼失棟数計	冬5時	棟	0	3	116
夏12時		棟	0	3	116	
冬18時		棟	0	3	116	
人的被害（死者数）	建物倒壊による被害	冬5時	人	0	0	5
		夏12時	人	0	*	2
		冬18時	人	0	*	4
	うち 屋内収容物等	冬5時	人	0	0	1
		夏12時	人	0	*	*
		冬18時	人	0	*	*
	土砂災害による被害	冬5時	人	0	0	*
		夏12時	人	0	0	*
		冬18時	人	0	0	*
	津波による被害	冬5時	人			0
		夏12時	人			0
		冬18時	人			0
	火災による被害	冬5時	人	0	0	0
		夏12時	人	0	0	0
		冬18時	人	0	0	0
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	冬5時	人	0	*	*
夏12時		人	0	*	*	
冬18時		人	0	*	*	
死者数計	冬5時	人	0	*	5	
	夏12時	人	0	*	2	
	冬18時	人	0	*	4	

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名		
				福島盆地西縁断層帯の地震	会津盆地東縁断層帯の地震	想定東北地方太平洋地震
人的被害 (負傷者数)	建物倒壊による被害	冬5時	人	0	1	152
		夏12時	人	0	1	108
		冬18時	人	0	*	115
	うち 屋内収容物等	冬5時	人	0	1	12
		夏12時	人	0	1	10
		冬18時	人	0	*	9
	土砂災害による被害	冬5時	人	0	0	*
		夏12時	人	0	0	*
		冬18時	人	0	0	*
	津波による被害	冬5時	人			0
		夏12時	人			0
		冬18時	人			0
	火災による被害	冬5時	人	0	0	0
		夏12時	人	0	0	0
		冬18時	人	0	0	0
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	冬5時	人	0	*	*
		夏12時	人	0	*	*
		冬18時	人	0	*	*
	負傷者数 計	冬5時	人	0	1	152
		夏12時	人	0	1	108
		冬18時	人	0	*	115
人的被害 (負傷者数のうち重症者数)	建物倒壊による被害	冬5時	人	0	0	8
		夏12時	人	0	*	8
		冬18時	人	0	*	7
	うち 屋内収容物等	冬5時	人	0	0	2
		夏12時	人	0	*	2
		冬18時	人	0	*	2
	土砂災害による被害	冬5時	人	0	0	*
		夏12時	人	0	0	*
		冬18時	人	0	0	*
	津波による被害	冬5時	人			0
		夏12時	人			0
		冬18時	人			0
	火災による被害	冬5時	人	0	0	0
		夏12時	人	0	0	0
		冬18時	人	0	0	0
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	冬5時	人	0	*	*
		夏12時	人	0	*	*
		冬18時	人	0	*	*
	負傷者数 計	冬5時	人	0	*	8
		夏12時	人	0	*	8
		冬18時	人	0	*	7

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名			
				福島盆地西縁断層帯の地震	会津盆地東縁断層帯の地震	想定東北地方太平洋地震	
生活支援等	避難所	冬 5 時	人	0	6	242	
	避難所外		人	0	4	161	
	避難者 計		人	0	10	403	
	避難所	夏 12 時	人	0	6	235	
	避難所外		人	0	4	157	
	避難者 計		人	0	10	392	
	避難所	冬 18 時	人	0	3	238	
	避難所外		人	0	2	159	
	避難者 計		人	0	5	397	
	災害廃棄物		冬 5 時	トン	0	897	36,884
			夏 12 時	トン	0	897	36,884
			冬 18 時	トン	0	897	45,841
	津波堆積物		トン			0	
ライフライン被害	電力	停電人口	人	12	3,731	14,919	
		(停電率)	(%)	*	19.9	79.6	
	上水道	断水人口	人	1	417	8,373	
		(断水率)	(%)	*	2.2	44.7	
	下水道	機能支障人口	人	0	0	0	
		(機能支障率)	(%)	0.0	0.0	0.0	
	L P ガス	機能支障件数	件	1	71	126	
		(機能支障率)	(%)	*	0.7	1.2	
通信 (固定電話)	不通回線数	回線	2	593	2,372		
	(不通回線率)	(%)	0.1	19.9	79.6		
交通施設被害	緊急輸送 道路	被害個所数(揺れ)	箇所	0	1	3	
		被害個所数(津波)	箇所			-	
	鉄道 (東北本線)	被害個所数(揺れ)	箇所	133	38	233	
		被害個所数(津波)	箇所			-	

※ 「\*」はわずかという意味である。

※ 「計」と記載がある項目について、表中の数量は集計結果を切り上げているため、合計が合わない場合がある。

※ 避難者数は、被災当日の人数を掲載している。

※ 停電率とは、電力供給人口に対する停電人口の割合を指す。

※ 断水率とは、供給人口に対する断水人口の割合を指す。

※ 機能支障率（下水道）とは、下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。

※ 機能支障率（L P ガス）とは、L P ガスの供給戸数に対する被害箇所数の割合を指す。

※ 不通回線率とは、固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。

※ ライフライン被害（電力、上水道、下水道、L P ガス、通信（固定電話））については、被災直後の被害状況を示している。

※交通施設被害（鉄道（東北本線））については、町以外の被害箇所数を含む。

□ 市町村直下の地震の揺れに対する建物被害（単位：棟）

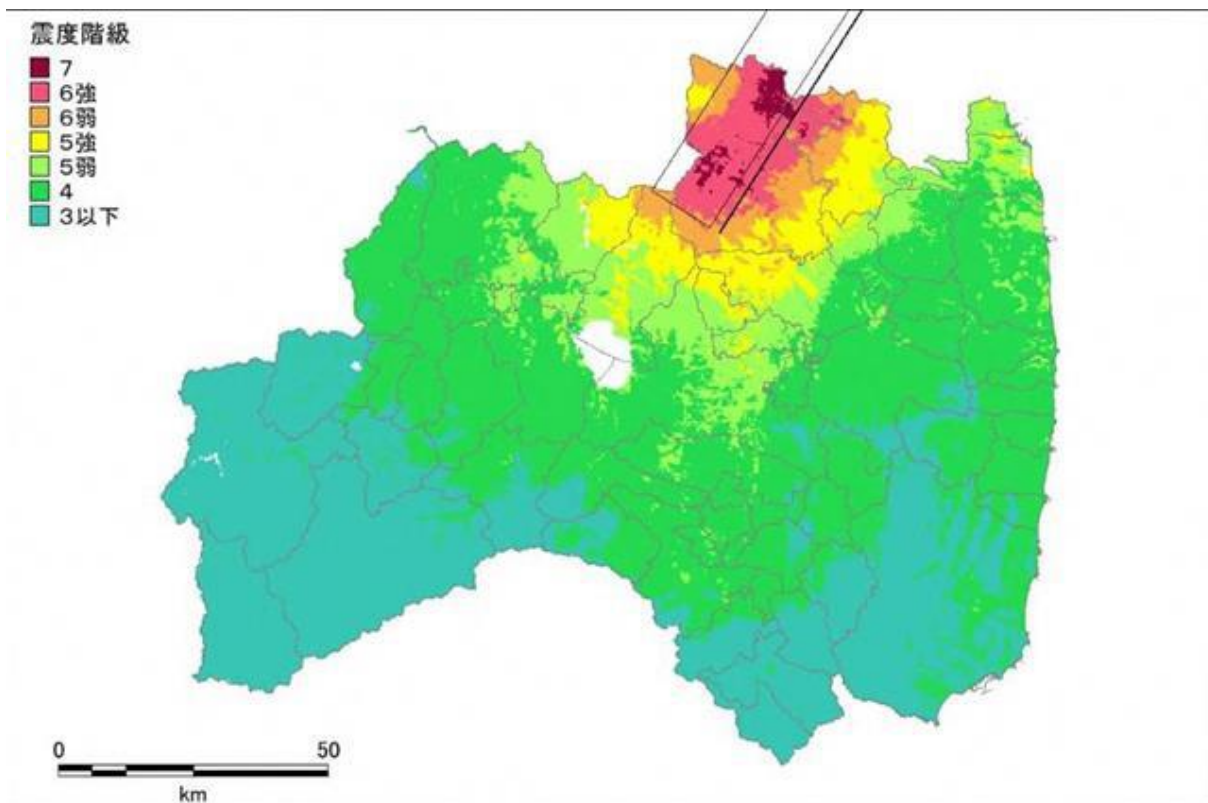
	建物棟数	夏				冬			
		全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率	全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率
矢吹町	11,511	2,001	17.4%	2,614	22.7%	2,001	17.4%	2,614	22.7%

□ 市町村直下の地震の揺れの建物被害による人的被害想定結果（単位：人）

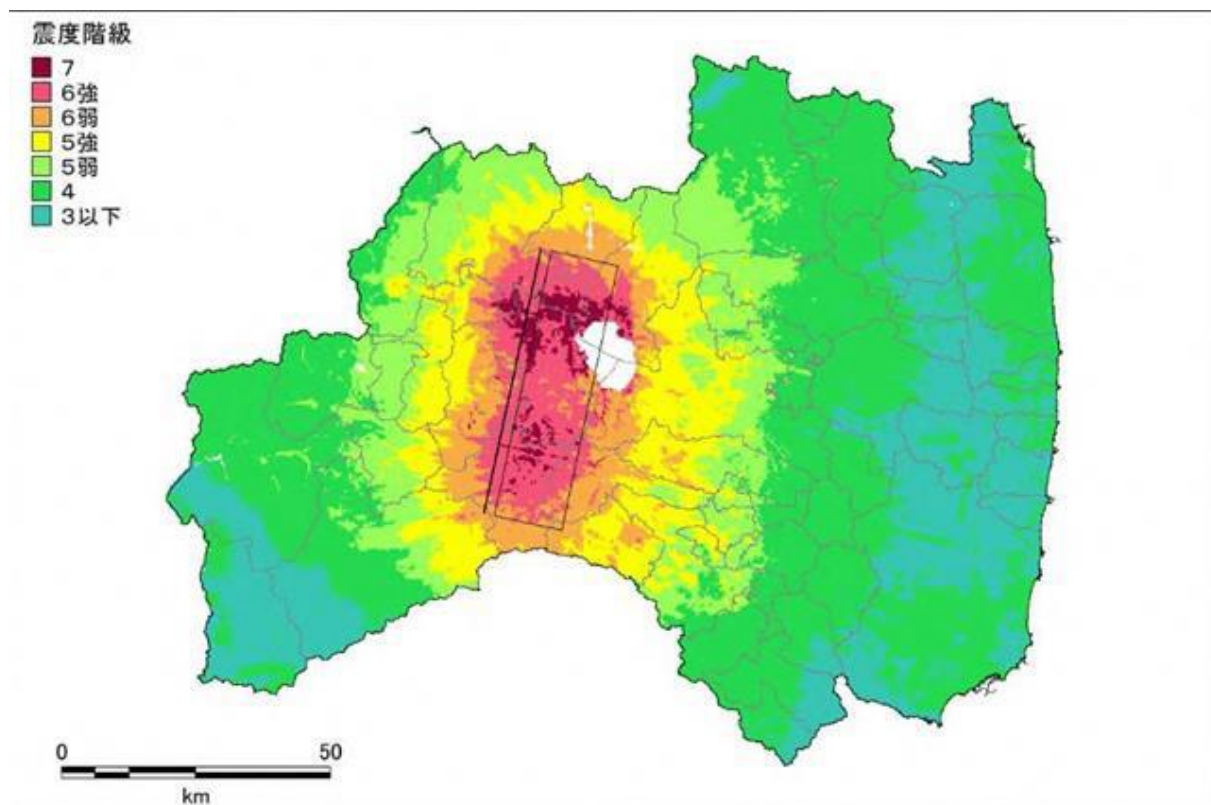
	5時			12時			18時		
	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者
矢吹町(冬)	123	736	179	54	681	125	95	602	133
矢吹町(夏)	123	736	179	54	681	125	95	602	133

(3) 震度分布図（市町村直下の地震は省略）

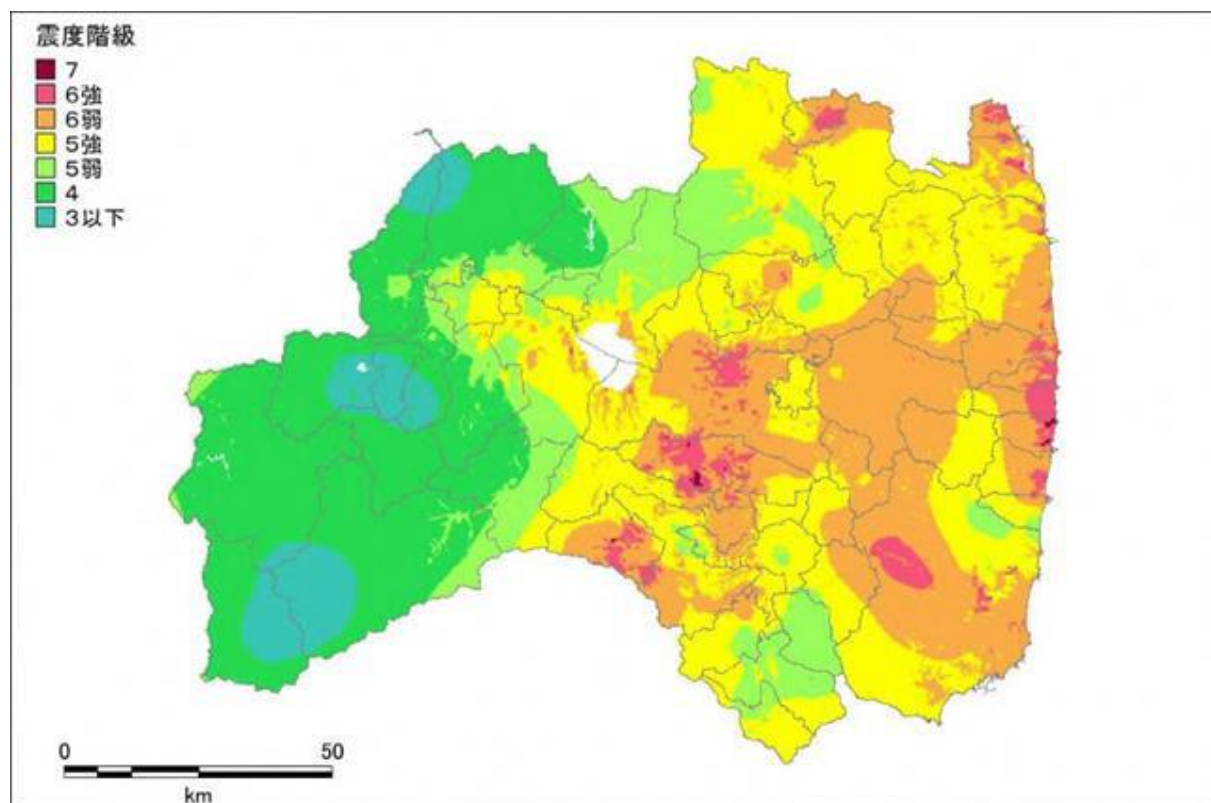
□ 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震の震度分布



□ 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震の震度分布



□ 想定東北地方太平洋沖地震の震度分布



## 第4 想定調査成果及び過去の経験の活用

上記「第3 地震被害の想定」の成果及び東日本大震災の経験を、地震災害対策の立案に活用するとともに、町における地震災害の検討及び住民の防災意識の向上への活用を図る。

### 1 町における地震災害対策の検討

町においては、地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、地震災害の検討、本計画の見直し及び防災アセスメント調査の反映等に活用する。

### 2 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで福島県が想定してきた地震、津波規模を遙かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であった。このときの教訓を踏まえて、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波の被害想定を基に、町、県及び防災関係機関は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を策定する必要がある。

### 3 住民防災意識の向上

地震・津波被害想定調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及・啓発を図り、本町の地震被害発生の可能性に関する住民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

## 第5節 調査研究推進体制の整備充実

### 第1 町による調査研究体制

#### 1 防災アセスメントの実施

##### (1) 一般災害への対応

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントの実施に努め、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、各種災害におけるハザードマップ、防災マップ等の作成を推進する。

なお、町は、令和3年8月に矢吹町防災マップを更新し、災害からの避難に対する住民等の理解促進を図るよう努めている。

##### (2) 地震災害への対応

県で実施した被害想定は、福島県内を500mないし1km四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。町は、生活者と密着した被災地における防災の第一次的な責任を有する基礎自治体であり、このマクロ被害想定だけでは十分とはいえない。町における具体的な被害軽減施策や対策活動等の検討に結びつけるためには、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況等に注目した検討が必要となる。

このため、町は、県の被害想定調査を踏まえ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施を図る必要がある。

#### 2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町は、整備した詳細な情報を地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県が整備するデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

### 第2 自主防災組織等地域における取組み

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末の豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざというときにとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくことなどが大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加したりするなど、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要になる。



## 第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

### 第1 防災関係機関の実施責任

#### 1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

#### 2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

### 第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 町及び消防機関・一部事務組合

##### (1) 矢吹町

- ア 防災組織の整備及び育成指導
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災施設の整備
- オ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- カ 消防活動その他の応急措置

- キ 避難対策
  - ク 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
  - ケ 被災者に対する救助及び救護の実施
  - コ 保健衛生
  - サ 文教対策
  - シ 被災施設の復旧
  - ス その他の災害応急対策
  - セ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
  - ソ その他災害の発生の防御及び拡大防止対策
  - タ 関係団体が実施する災害対応対策の調整
- (2) 白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）
- ア 消防に関する施設及び組織の整備、火災の予防・消火
  - イ 防災思想の普及、防災に関する教育及び訓練の実施
  - ウ 災害の発生予防、被害の拡大防止
  - エ 消防・水防の通信、気象情報及び災害に関する情報の収集、伝達及び広報
  - オ 消防・水防活動その他の応急措置
  - カ 被災者に対する救助及び救護の実施
  - キ 避難の誘導
  - ク 被害調査
- (3) 白河地方広域市町村圏整備組合
- 災害時のし尿処理及びごみ処理

## 2 県及び警察機関

- (1) 県
- ア 防災組織の整備
  - イ 町及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
  - ウ 防災知識の普及及び教育
  - エ 防災訓練の実施
  - オ 防災施設の整備
  - カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
  - キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
  - ク 緊急輸送の確保
  - ケ 交通規制、その他社会秩序の維持
  - コ 保健衛生
  - サ 文教対策
  - シ 町が実施する被災者の救助及び救護の応援
  - ス 災害救助法に基づく被災者の救助
  - セ 被災施設の復旧
  - ソ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 県南地方振興局

- ア 県南地方における防災事務及び応急対策の実施に係る総合調整
- イ 災害対策県南地方本部の運営
- ウ 通信途絶時の情報連絡員の派遣による通信の確保
- エ 町が処理する事務及び事業の指導
- オ その他県地域防災計画による所定の業務

(3) 県南建設事務所

- ア 水防警報等の通報
- イ 河川、道路及び橋りょう等の被害調査並びに災害復旧
- ウ 県所管の河川及び砂防の被害状況の調査及び復旧対策
- エ その他県地域防災計画による所定の業務

(4) 県南保健福祉事務所

- ア 医療救護及び助産活動に関する応急対策
- イ 災害時の防疫、保健衛生等に関する応急対策
- ウ その他県地域防災計画による所定の業務

(5) 県南農林事務所

- ア 農林関係被害の調査及び応急対策
- イ 災害時における農業技術対策指導
- ウ その他県地域防災計画による所定の業務

(6) 福島県警察本部（白河警察署）

- ア 災害の情報収集、伝達及び広報
- イ 避難の指示及び誘導
- ウ 被災者の救出救助
- エ 緊急輸送の確保、交通規制、その他社会秩序の維持
- オ 死者（行方不明者）の捜索、検視・検分及び身元確認
- カ その他災害防御活動及び災害救助活動の協力

**3 指定地方行政機関等**

(1) 東北農政局福島県拠点

- ア 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成
- イ 農業関係被害情報の収集報告
- ウ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- エ 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋・指導
- オ 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- カ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
- キ 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

(2) 東北地方整備局（福島河川国道事務所、郡山国道事務所）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE・リエゾン）

- ア 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援

- イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理
  - ウ 洪水予警報等の発表及び伝達
  - エ 水防活動の支援
  - オ 災害時における通行規制及び輸送の確保
  - カ 被災直轄公共土木施設の復旧
  - キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- (3) 仙台管区气象台（福島地方气象台）
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
  - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表及び解説
  - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
  - エ 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
  - オ 防災気象情報等の理解促進、防災知識の普及・啓発
- 4 自衛隊（陸上自衛隊郡山駐屯地）**
- 町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- 5 指定公共機関**
- (1) 日本郵便(株)
- ア 災害時における郵便事業運営の確保
  - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 日本赤十字社（福島県支部）
- ア 医療、助産等救護の実施
  - イ 義援金の募集
  - ウ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (3) 日本放送協会（福島放送局）
- ア 気象・災害情報等の放送
  - イ 住民に対する防災知識の普及
- (4) 東日本高速道路(株)（東北支社郡山管理事務所）
- ア 道路の耐震整備
  - イ 災害時の応急復旧
  - ウ 道路の災害復旧
- (5) 鉄道事業者（東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)）
- ア 鉄道施設等の整備及び防災管理
  - イ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
  - ウ 災害時における応急輸送対策
  - エ 被災鉄道施設の復旧
- (6) 通信事業者（東日本電信電話(株)福島支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

- ア 電気通信施設の整備及び防災管理
- イ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
- ウ 被災電気通信施設の復旧
- (7) 運輸業者（日本通運(株)等）
  - 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (8) 電力事業者（東北電力(株)（白河営業所）、東北電力ネットワーク(株)（白河電力センター））
  - ア 電力供給施設の整備及び防災管理
  - イ 災害時における電力供給の確保
  - ウ 被災電力施設の復旧
- (9) 東京電力ホールディングス(株)
  - ア 原子力施設の防災管理
  - イ 放射能災害対策の実施

## 6 指定地方公共機関

- (1) バス機関（(公社)福島県バス協会、福島交通(株)）
  - ア 被災地の人員輸送の確保
  - イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- (2) 放送機関（福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島）
  - ア 気象予報・警報等の放送
  - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
  - ウ 放送施設の保安
  - エ 住民に対する防災知識の普及
- (3) 新聞社（(株)福島民報社、福島民友新聞(株)）
  - 災害状況及び災害対策に関する報道
- (4) 運輸業者（(公社)福島県トラック協会）
  - 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (5) (一社)福島県医師会、(公社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県放射線技師会
  - ア 医療助産等救護活動の実施
  - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
  - ウ 防疫その他保健衛生活動の協力
- (6) (一社)福島県LPガス協会（白河支部）
  - 災害時におけるLPガスの安全対策・安定供給
- (7) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会
  - ア 災害時のボランティアの受入れ
  - イ 生活福祉資金の貸付
- (8) (一社)福島県警備業協会

災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

## 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

### (1) 町社会福祉協議会

- ア 町が行う避難及び応急対策への協力
- イ ボランティアの募集、受付、活動支援

### (2) 東西しらかわ農協矢吹中央支店・夢みなみ農協三神支店

- ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 農作物の災害応急対策の指導
- ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋
- エ 被災農家に対する融資あつ旋

### (3) 町商工会

- ア 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
- イ 災害時における物価安定についての協力
- ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

### (4) 土地改良区

- ア 災害時の農業用水利施設の被害調査及び応急対策
- イ 被災施設の復旧

### (5) 金融機関

災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

### (6) 病院等医療施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における受入者の保護及び誘導
- ウ 災害時における病人等の受入れ及び保護
- エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産

### (7) 社会福祉施設等の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導

### (8) 学校法人

- ア 避難施設の整備及び避難訓練
- イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

### (9) 燃料供給業者（福島県石油業協同組合、福島県石油商業組合）

- ア 施設の安全管理
- イ 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給

### (10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- ア 安全管理の徹底
- イ 防護施設の整備
- ウ 災害応急対策及びその復旧対策の確立

### (11) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする

者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力

(12) 町内各種団体

ア 災害時における応急諸施策への協力

イ 災害対策要員の確保

## 第7節 住民等の責務

### 第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念に則り、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組みにより防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

### 第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策に協力するものとする。